平成２９年度　　危機管理局　運営方針

■　キャッチフレーズ

パワーアップ２０１７　～人と人との絆･協働の精神が築く災害に強いさがみはら～

■　局・区の運営の責任者

危機管理局長　谷　圭介
副危機管理監　田後　秀雄

■　局・区の役割・目標

1．危機に的確に対処し、市民の生命･財産を守ります。
　地震や風水害などの自然災害、大規模な事件・事故などの事態に的確に対処し、市民の生命及び財産を守るための取組を積極的に進めるとともに、市の組織全体の危機管理能力の向上を図ります。

2．市民とともに地域防災力の向上を図ります。
　自らが災害に対応できる防災力の向上に向けて、市民一人ひとりの防災意識の高揚や地域防災活動の支援などに取り組みます。

■　局・区経営の視点・方針

1．「疑わしいときは対処せよ」･「最悪の事態を想定して対応せよ」･「空振りは許されるが見逃しは許されない」
　この危機管理における初動対応の基本原則を常に意識し、対応します。
2．市民の生命、財産を守る強い自覚と誇りを持ち、市民と連携して自助･共助･公助による災害対応体制の一層の強化を図ります。
3．政令指定都市として、大規模災害を想定した広域的な支援･受援体制を確立します。
4．市民が安全･安心を実感できるように、スピード感を持って防災･減災対策に取り組みます。

■　現状と課題

No.	現　　状	課　　題
1	様々な災害への予防策や対応策について市民の不安の解消が求められている。	・災害対策に関連する法律の見直しなど、国の動向等を踏まえた本市地域防災計画の更なる修正を図る必要がある。 ・計画に基づく防災対策の充実、強化及び周知を進める必要がある。
2	多様化・複雑化する危機事態に的確に対処することが求められている。	・初動対応や情報連絡体制など、防災関連機関との連携を図る必要がある。 ・危機の状況に応じた職員の配備体制の仕組みづくりや躊躇（ちゅうちょ）のない避難勧告の発令など、危機管理体制の更なる強化に取り組む必要がある。
3	地震災害を中心に対策を進めてきたが、県による土砂災害警戒区域等の指定が完了したことや、近年の他市における風水害の発生状況を踏まえて、風水害時の避難行動等を市民へ周知することが求められている。	・風水害時の市民の避難行動、指定緊急避難場所と指定避難所の指定や公民館の活用など、市民周知に取り組む必要がある。 ・土砂災害警戒区域等に指定された地区においては、土砂災害ハザードマップを作成・配布するとともに、土砂災害に対応した避難行動について市民周知に取り組む必要がある。
4	災害に対し、「安全で安心して暮らせる社会」の実現に向け、「自助」･「共助」の取組をより一層支援していくことが求められている。	・市民一人ひとりが、「自助」･「共助」の考え方に基づき、自発的な災害に対する備えや災害時に適切な行動がとれるように、防災意識の高揚を促す必要がある。 ・地区防災計画に基づく訓練などの防災活動に積極的な参加を促進するとともに、様々な危機に対する啓発や地域の実践的な防災活動の支援に取り組む必要がある。
5	地震・台風などによる災害やテロ、重篤な感染症などの危機が発生した場合に、確実かつ迅速な情報収集･情報伝達を行うことが求められている。	・優れた通信技術や情報サービスなど、効果的なシステムを活用し、市民が必要とする緊急情報の発信手段について、多重化・多様化を推進する必要がある。 ・初動体制の早期確立と迅速な災害情報の収集に不可欠な通信手段の充実・強化を図る必要がある。 ・大規模災害時に効率的に被災者台帳を作成するなど、円滑な被災者支援体制の構築を図る必要がある。
6	九都県市、指定都市市長会などとの広域連携の枠組みをいかに活かすかが求められている。	・九都県市や指定都市市長会などの様々な枠組みが、大規模災害時に有効に活用できるよう、各機関と連携する必要がある。 ・より実践的な訓練を実施するなど、実効性ある広域的な支援・受援体制を充実させる必要がある。

■　前年度重点目標の評価

No.	事務事業名 事務事業の概要	指標・目標	実績・評価等	
1．危機に的確に対処し、市民の生命･財産を守ります。				
1	**地域防災計画の修正** 災害対策関連法の動向等を踏まえつつ、平時からの災害等の被害を軽減するための対策とともに、自然災害や大規模事故災害等が起きた場合の体制及び対応を総合的に推進を図る。	災害対策基本法の改正など、国の動向を踏まえ検討する。	実績	・地域防災計画の修正に向け、国の熊本地震における課題や教訓の検証結果を踏まえ、修正すべき内容を整理した。 ・熊本市に派遣した職員にアンケートを実施し、避難所運営マニュアルを改定した。
			評価	・地域防災計画の修正に向けた準備が整った。 ・避難所運営マニュアルの改定により、住民主体の避難所運営に寄与することになった。今後、周知を進めていく。
2	**危機管理体制の見直し** 危機管理・災害対応について、より機動的・効果的な体制を構築するとともに、実践的な訓練を行える体制や訓練の強化・充実を図る。	・各局・区が実施する各種訓練について、年間計画に盛り込み、結果等の成果を総括することで、全体の連携や強化を図る。 ・現地情報収集班（オートバイ隊）の充実を図る。 ・相模原市救援物資集積・配送センターの効果的な運用を図る。	実績	・「平成 28 年度相模原市防災訓練等実施計画」に各局・区が実施する各種訓練を計画に位置付け、前期・後期の進捗状況の総括を行った。 ・災害対応体制の充実のため、現地情報収集班（オートバイ隊）の人員を 6 名から 8 名に増員した。 ・相模原市救援物資集積・配送センターの効果的な運用に向けて、事業者と協議した。
			評価	・概ね予定どおり。 ・オートバイ隊の増員で、現地情報収集能力が高まった。
3	**さがみはら防災・減災プログラムの推進** 今後懸念される大規模災害に備え、地域防災計画の実効性を高めるとともに、住民の避難、行政機能の維持、災害に強いまちづくりに資する事業など、本市の防災力を集中的かつ効果的に高める具体的事業の推進に取り組む。	「防災・減災プログラム」として実施される各事業の進捗の確認を行う。	実績	・市民への周知のため、平成 25 年度から 27 年度までの集中取組期間の結果を取りまとめ、ホームページに掲載した。 ・平成 28 年度の各事業の進捗状況を確認した。
			評価	・概ね予定どおり。 ・災害時に利用可能な屋外便所の設置、消防水利の整備等により、災害への備えが進んだ。
4	**事件・事故等対処計画の推進** テロや環境汚染、感染症などに対処するための緊急時における対処方針や連携体制、対策本部等の組織体制などに関し、本市で想定される主な危機事象に関する調査、研究を行い、危機管理細部計画や関連マニュアルの見直し、整備を推進し、危機事象対応体制の強化を図る。	引き続き、本市で想定される主な危機事象に関する調査、研究を行うとともに市内 4 警察署との連携強化を図り、万が一の際に迅速に対応が図られるよう努める。	実績	・本市で想定される危機の調査、研究のため、テロ・災害対策神奈川協力会による研修や市国民保護研修会等を実施した。 ・警察等との連携強化のため、実際の事件事故等対処事案を想定した県国民保護訓練へ参加した。
			評価	関係機関との連携した取組により、テロ等の危機事象における役割分担や本市が取るべき行動の理解が深まった。
5	**広域連携の推進** 事前対策や災害発生時の相互支援に関する体制の整備について、国の各省庁や都県、政令指定都市等との防災・危機管理に係る広域連携の枠組みを活用し、大規模災害時の対応や発災時の情報を共有するなど、一体となった取組を推進することで、本市の災害対応力の向上を図る。	災害時協定等を活用して的確な支援・受援活動を行えるように、引き続きマニュアル類等を整備し、さらに訓練を踏まえた計画や実施モデルの検証を行うなど、広域連携の向上を図る。	実績	・九都県市で「域内応援マニュアル<行動編>」を改定した。 ・千葉県で開催された九都県市合同防災訓練・図上訓練に参加した。 ・本市が座長を努めた指定都市市長会の「安全・安心なまちづくりプロジェクト」において、災害に強いまちづくりに関する検討・国への提言を行った。
			評価	近隣の他自治体との連携が強化された。

No.	事務事業名 事務事業の概要	指標・目標	実績・評価等	
6	**職員の危機管理能力の強化** 危機管理に関する情報提供や研修などを通じて、市職員の危機管理意識の向上と危機対応能力の強化を図る。	・「危機管理通信」の発行、研修会等を実施し、職員の意識啓発を図る。 ・職員参集システムへの全職員登録を目指す。 ・職員非常参集訓練、職員初動対応訓練、図上訓練を連動して実施する。	実績	・職員の意識啓発のため、危機管理通信の発行や防災気象情報等に関する研修を実施した。 ・職員参集システムの登録率が 94.9%となっていることから、職員参集システムへの登録促進のため、改めて「災害対応等における職員意識の徹底について」を全庁に通知した。 ・各局における対応能力の向上のため、職員初動対応訓練を実施した。 ・九都県市合同防災訓練や市単独の図上訓練を実施して防災関係機関との連携強化を図るとともに、市災害受援計画に基づく受援体制を検証した。
			評価	・概ね予定どおり。 ・各局の状況を踏まえた訓練の実施により、職員の危機管理意識と危機対応能力の強化に向けた取組が進んだ。 ・今後とも、職員参集システムへの登録率の向上に努める。
7	**土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備** 土砂災害警戒区域の指定に伴い、警戒避難体制を整備するため、情報伝達手段、避難基準などを定めるとともに、その周知を図る。	・県による土砂災害警戒区域等の指定状況に応じ、対象地区における土砂災害警戒情報や避難準備情報など情報伝達手段を定める。 ・土砂災害ハザードマップを作成し、周知を図る。	実績	・土砂災害警戒区域等に指定された藤野地区、城山地区の一部において、災害時要援護者関連施設等への情報伝達手段を定めるとともに、土砂災害ハザードマップを作成し、対象地区に全戸配布した。 （津久井地区、相模湖地区は配布済み） ・四県市防災・危機管理対策推進協議会の作業部会の結果に基づき、県有の２施設を風水害時避難場所（土砂）に指定した。 ・上記協議会で土砂災害に関するリーフレットを作成した。
			評価	ハザードマップの配布により、対象地区住民に危険箇所等が周知された。引き続き、警戒避難体制の整備を進める。
8	**土砂災害対策訓練の実施** 土砂災害ハザードマップを作成した地区を対象に、土砂災害対策訓練を実施する。	相模湖地区で土砂災害を想定した情報伝達訓練、ワークショップ等を実施し、土砂災害警戒区域、避難場所や安全な避難経路をはじめとする、市民の災害時における避難行動等の普及啓発を図る。	実績	・相模湖地区を対象とした、土砂災害対策訓練（参加者 680 名）を実施した。 ・情報伝達訓練、防災講習、避難対策ワークショップを通じて、市民の災害時における避難行動をはじめ、土砂災害警戒区域、避難場所・経路等、土砂災害に関する知識の普及啓発を図った。
			評価	訓練に参加した住民の土砂災害に対する理解が深まり、住民主体の訓練実施のきっかけとなった。
9	**総合防災訓練をはじめとする各種訓練の実施** 地域防災計画に基づき、市、市民、防災関係機関、事業所、九都県市の連携協力を推進し、地域防災力や対処能力の向上を図る。	・市民の防災意識の更なる高揚を図る。 ・総合防災訓練を実施する。 ・孤立対策推進地区の訓練等を実施する。 ・国民保護研修会を実施することにより、災害対処能力の向上を図る。	実績	・九都県市や防災関係機関と連携した総合防災訓練を実施した。 ・多数の市民の参加（約 5 千人）により、防災意識の高揚を図った。 ・孤立対策推進地区対策訓練、帰宅困難者対策訓練、各区において地域会場訓練を実施した。 ・災害対処能力の向上を図るため、国民保護の研修を実施した。
			評価	市民の防災への理解促進に向けた取組が進んだ。

No.	事務事業名 事務事業の概要	指標・目標	実績・評価等	
10	**情報通信手段、情報システムの充実** 大規模災害に備えて、情報システムの充実を図る。	・災害情報共有システムを活用し、災害時の被害状況や避難所情報等を一元的に把握し、適切な情報の収集・管理をする。また、災害時に備えて通信訓練を実施する。 ・被災者支援システムの構築を行う。	実績	・災害対応において、災害情報共有システムを活用し、情報の収集・管理を行った。 ・無線通信機器を設置している各区本部や防災関係課に一斉通信訓練や定期通信訓練等を実施した。 ・被災者支援システムの構築について、庁内調整・財源確保等を行い、平成 29 年度のシステム構築、運用開始に向けた事前調整を行った。
			評価	被災者支援システムの導入に向けた準備が整った。引き続き、訓練など効果的な運用に向けた取組を進める。
11	**市民への災害情報提供機能の充実** 防災行政用同報無線（ひばり放送）などの無線設備や市民に災害情報を提供するための情報システムの整備を推進する。	・ひばり放送が聞き取りづらい地域の解消のため、子局の増設等を行う。 ・迅速かつ正確な情報伝達と職員体制の合理化に向け、多様なメディアへの一斉情報配信システムの有効活用を図る。	実績	・ひばり放送が聞き取りづらい地域の解消のため、子局の増設等を行った。 ・職員のシステム操作スキルの向上を図り、少人数で迅速かつ正確な市民への情報伝達を行うため、一斉情報配信システムの配信訓練を実施した。 ・市民への情報伝達手段の多重化、多様化を図るため、FM ヨコハマとの協定の締結や防災アプリによる情報発信を開始した。 ・防災情報の取得方法について市民周知を図るため、情報伝達手段の周知を各種団体への説明、携帯電話販売店等でのチラシ配布、「障害のある方のための福祉のしおり」への掲載等を行った。
			評価	・市民への情報伝達手段が多様化し、防災情報の取得方法についての周知が進んだ。 ・今後とも、情報伝達手段の多重化、多様化を進める。
2．市民とともに、地域防災力の向上を図ります。				
1	**地区防災計画の促進** 自助・共助による自発的な防災活動を促進し、住民主体により地区における防災力を高めるため、地区別防災カルテを基礎資料として、22 地区ごとに地区防災計画を促進する。	各地区における効果的な運用の促進に努める。	実績	・自主防災組織を対象に地区防災計画を配布した。 ・地域における地区防災計画に基づく自発的な取組を支援した。
			評価	概ね予定どおり。
2	**市民の防災意識の普及啓発** 市民の防災意識の普及啓発を図るため、防災ガイドブック作成・配布や危機管理情報ホームページの整備等を進める。	・防災市民連絡会議を開催する。 ・さがみはら防災フォーラムを開催する。 ・防災啓発動画を神奈中バス、相模大野駅パブリックインフォメーション、市防災週間及び防災関係行事等で周知する。 ・防災危機管理情報ポータルサイトの充実を図る。 ・「防災マイスター」を対象とした研修等を実施し、防災マイスターの機能強化に努める。	実績	・防災市民連絡会議を開催し、普及啓発チラシを配布した。 ・さがみはら防災フォーラム（参加者 939 名）を開催した。 ・防災啓発動画を神奈中バスや相模大野駅及び市役所本庁舎のパブリックインフォメーション、防災フォーラム等で放映した。 ・防災危機管理情報ポータルサイトへの情報の充実を図った。 ・防災マイスターを対象としたスキルアップ研修を実施した。
			評価	・概ね予定どおり。 ・今後とも、市民の防災意識向上に向け、普及啓発に努める。
3	**地域防災力の充実・強化へ向けた支援** 自主防災組織活動の支援充実を図るとともに、防災倉庫・資機材の充実を図る。	・小型消防ポンプの地域への配備を行う。 ・各区役所と連携して、自主防災組織への支援を行う。	実績	・地区の要望に応じ、自主防災組織に小型消防ポンプを配備した。 ・避難所運営協議会への補助金の充実等により、地域における訓練の促進を図った。
			評価	・概ね予定どおり。 ・今度とも、地区における防災力強化の促進に努める。

■　本年度重点目標　　【新：本年度新規目標】

No.		事務事業名 事務事業の概要	指標・目標 目標達成により得られる成果
1．危機に的確に対処し、市民の生命･財産を守ります。			
1		**地域防災計画をはじめとする防災関連計画の修正** 災害対策関連法の動向等を踏まえつつ、平時からの災害等の被害を軽減するための対策とともに、自然災害や大規模事故災害等が起きた場合の体制及び対応を総合的に推進を図る。	熊本地震の教訓・課題や国の防災基本計画や防災関連法令の改正、その他防災対策の指針やガイドライン等の見直しを踏まえ、地域防災計画、業務継続計画（地震編）、災害受援計画等の見直しを行う。 過去の災害を踏まえた新たな知見を追加することで、市全体の災害対応力が強化される。
2		**危機管理体制の見直し** 危機管理・災害対応体制について、より機動的・効果的な体制を検討するとともに、実践的な訓練を行える体制や訓練の連携強化・充実を図る。	・避難所担当職員などの配備体制要員のあり方について検討する。 ・「平成 29 年度相模原市防災訓練等実施計画」に各局・区が実施する各種訓練を位置付ける。 避難所などの災害対応力の向上や実践的な訓練での連携体制が強化される。
3		**事件・事故等対処計画の推進** テロや環境汚染、感染症などに対処するための緊急時における対処方針や連絡体制、対策本部等の組織体制などに関し、本市で想定される様々な危機事象に備え、対応体制の強化を図る。	・本市で想定される様々な危機に備え迅速な対応ができるよう、警察等との連携を強化する。 ・事件・事故等対処計画を修正し、各課が作成する危機管理細部計画や関連マニュアルの見直し、整備を促進する。 危機事象への対応が強化される。
4		**広域連携の推進** 事前対策や災害発生時の相互支援に関する体制の整備について、国の各省庁や都県、政令指定都市等との防災・危機管理に係る広域連携の枠組みを活用し、大規模災害時の対応や発災時の情報を共有するなど、一体となった取組を推進することで、本市の災害対応力の強化を図る。	・広域連携における支援・受援体制の課題を検討し、必要に応じ国提案等を行う。 ・帰宅困難者対策や防災知識の普及啓発等を他自治体と共同で実施する。 広域的な支援・受援体制に基づく災害対応力が強化される。
5		**職員の危機管理能力の強化** 危機管理に関する情報提供や研修などを通じて、市職員の危機管理意識の向上と危機対応能力の強化を図る。	・職員の意識啓発のため、「危機管理通信」の発行や研修会等を実施する。 ・職員参集システムへの全職員登録を目指す。 ・職員非常参集訓練、職員初動対応訓練、図上訓練を連動して実施する。 職員の危機管理意識が向上し、危機対応力が強化される。
6		**土砂災害などの風水害における警戒避難体制の整備** 風水害における警戒避難体制を整備するため、土砂災害警戒区域等が指定された地区や浸水想定区域において、情報伝達手段、避難基準などを周知する。 土砂災害ハザードマップを作成した地区を対象に、土砂災害対策訓練を実施する。	・新たに土砂災害警戒区域等が指定された旧相模原市域において、ハザードマップを作成・配布し、災害のおそれのある箇所や避難場所などを市民に周知する。 ・併せて、災害時要援護者施設への情報伝達体制を確立する。 ・適切な避難行動等の周知のため、藤野地区で土砂災害を想定した訓練を実施する。 市民に土砂災害の危険箇所や避難場所等の重要な情報を周知することにより、市民の土砂災害に対する理解が深まる。
7		**総合防災訓練をはじめとする各種訓練等の実施** 総合防災訓練や孤立対策推進地区訓練などの訓練及び国民保護研修会を実施する。	地域防災計画に基づき、市民、防災関係機関、事業所、他自治体との連携を強化する。 防災関係機関等との連携や地域防災力が強化される。
8		**災害対応に係る情報システムの充実** 大規模災害に備えて、情報システムの充実を図る。	大規模災害時に円滑な被災者支援を行うため、効率的に被災者台帳を作成する被災者支援システムを構築する。 被災者支援システムの構築により、大規模災害時の円滑な対応が可能となる。
9		**市民への災害情報提供の充実** 防災行政用同報無線（ひばり放送）などの無線設備や市民に災害情報を提供するための情報システムの整備の推進と確実な情報伝達を図る。	・ひばり放送が聞き取りづらい地域の解消のため、子局の増設等を行う。 ・様々な機会を通じて防災情報の取得方法について市民に周知する。 市が発信する防災情報を市民が確実に取得することで、正しい避難行動を取ることができる。
10		**さがみはら防災・減災プログラムの推進** 今後懸念される大規模災害に備え、地域防災計画の実効性を高めるとともに、住民の避難、行政・社会機能の維持、災害に強いまちづくりに資する事業など、本市の防災力を集中的かつ効果的に高める具体的事業の推進に取り組む。	防災・減災プログラム事業の進行管理を行う。 本市の防災力が強化される。

No.		事務事業名 事務事業の概要	指標・目標 目標達成により得られる成果
2．市民とともに、地域防災力の向上を図ります。			
1		**地区防災計画の促進** 自助・共助による自発的な防災活動を促進し、住民主体により地区における防災力を高めるため、22 地区ごとに地区防災計画に基づく取組を促進する。	各地区における地区防災計画の効果的な運用を促進する。 計画に基づき訓練等を実施することにより、地域防災力が強化される。
2		**市民の防災意識の普及啓発** 市民の防災意識の普及啓発を図るため、防災ガイドブック作成・配布や危機管理情報ホームページの整備等を進める。	・防災啓発動画を相模大野駅及び本庁舎、緑区役所、南区役所のパブリックインフォメーションや防災関係行事等で放映する。 ・視覚障害者への防災知識普及のため、防災ガイドブック（録音版）を作成する。 市民や事業者等の防災への理解が深まる。
3		**地域防災力の充実・強化へ向けた支援** 災害時に必要な資機材の配布など、自主防災組織を支援する。	・小型消防ポンプの配備や自主防災組織編成時に必要な資機材を配布する。 ・自主防災組織の活動を促進するため、先進的な事例などを集めた事例集を作成し、周知する。 自主防災組織への支援を推進することにより、地域防災力が強化される。

■　本年度の実施事業（取組）　　【新：本年度新規事業】

No.		主な取組	部名／課名	内容	事業費(千円)	総合戦略設定事業
1．危機に的確に対処し、市民の生命･財産を守ります。						
1		地域防災計画の修正等	危機管理課	熊本地震の発生を受け、国の防災基本計画や防災関連法令の改正、その他指針などが見直された。 こうした見直し事項を検証し、地域防災計画に反映する。	912	
2		災害受援計画及び業務継続計画（地震編）の修正	危機管理課	熊本地震の被災地支援で派遣した職員へのアンケート結果や図上訓練の検証結果を踏まえ、修正を行う。	0	
3		オートバイ隊訓練の実施	緊急対策課	災害対策本部の機能強化と情報収集能力の向上を図るため、「現地情報収集班（オートバイ隊）」について継続的な訓練を実施する。	0	
4		土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備	危機管理課	旧市域で土砂災害警戒区域等に指定された地区のハザードマップを作成し、対象地域に配布する。 （津久井地域は配布済み）	14,027	
5		土砂災害対策訓練の実施	緊急対策課	・市民に対して土砂災害から身を守る知識の普及啓発を図るため、土砂災害を想定した情報伝達訓練、避難訓練等を実施する。 ・ハザードマップを使用して土砂災害警戒区域や避難場所などの土砂災害に関する防災講習を実施する。	0	
6		総合防災訓練の実施	緊急対策課	市民の防災意識の高揚、防災関係機関や九都県市との連携強化等を図るため、市民、防災関係機関等が一体となった実践的な防災訓練を実施する。	6,358	
7		図上訓練の実施	緊急対策課	地域防災計画等に基づく災害応急対策の検証、災害時における防災関係機関との連携強化、職員の防災行動力の向上、各種計画等の検証等を目的に、九都県市相互の連携による図上訓練を実施する。	4,000	
8		災害用情報通信設備の機能の充実	緊急対策課	・一斉情報配信システム等の活用により、迅速かつ正確な防災情報を市民に発信するとともに、情報発信手段の充実と多様化を推進する。 ・防災情報を確実に市民に届けるために、様々な機会を通じて防災情報の取得方法について市民周知を図る。 ・災害時における庁内の通信を確保するため、情報伝達訓練を定期的に行う。	92,187	
9		避難勧告等の判断・伝達マニュアルの充実	緊急対策課	風水害時の国のガイドラインの改正に伴い、防災関係機関と調整のうえ､｢避難勧告等の判断･伝達マニュアル｣を見直す。	0	
10		避難所等の指定・運用	危機管理課 緊急対策課	・災害対策基本法の改正に伴い、災害種別ごとに指定避難所を指定する。 ・広域避難場所（キャンプ座間ゴルフコース等）について、課題整理のうえ、対応を図る。	0	
11		被災者支援システムの導入	緊急対策課 危機管理課	大規模災害時に円滑な被災者支援を行うため、効率的に被災者台帳を作成する被災者支援システムを構築する。	13,411	

2．市民とともに、地域防災力の向上を図ります。						
1		防災意識の普及啓発	危機管理課	・防災市民連絡会議を開催する。 ・防災ガイドブック（録音版）を作成する。 ・大学生が作成した防災啓発動画を活用して、市民及び事業者等の防災対策への関心及び理解を深める。	89	
2		さがみはら防災マイスターの派遣	危機管理課	「防災マイスター」の機能強化を図るため、スキルアップ研修を実施するとともに、地域に派遣して防災知識の普及啓発を進める。	715	
3		初期消火活動用資機材の配備	危機管理課	大規模災害時における火災延焼防止対策の強化を図るため、小型消防ポンプ等の配備を進める。	0	
4		避難所等における防災資機材の整備	危機管理課	災害時における、市民のための食料、生活資材及び防災活動用資機材の整備を図る。	24,810	
5		自主防災組織の活動支援	危機管理課	大規模災害へ備え、22 地区で策定した地区防災計画に基づく各地区の自主防災力の向上を図るため、自主防災組織や避難所運営協議会が主体的に活動できるよう支援する。	0	